

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成二十八年内閣府令第二十五号）

改正案	現行
<p>金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第二百二十三条第一項第二十一号の四の次に次の二号を加える。</p> <p>第二十一の五 （略）</p> <p>第二十一の六 非清算店頭デリバティブ取引（法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（通貨に係るものに限る。）のうち元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品（同条第二十四項第三号に掲げるものに限る。）を授受することを約する部分を除く。以下この号において同じ。）に係る当初証拠金（非清算店頭デリバティブ取引について将来発生し得る費用又は損失の合理的な見積額（以下この号において「潜在的損失等見積額」という。）に対応して預託等をする証拠金をいう。以下この号、第八項及び第九項並びに第七十七條第一項第三号イにおいて同じ。）に関して次に掲げる行為を行うための措置を講じていないと認められる状況</p> <p>イ～ト （略）</p> <p>（略）</p>	<p>金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第二百二十三条第一項第二十一号の四の次に次の二号を加える。</p> <p>第二十一の五 （略）</p> <p>第二十一の六 非清算店頭デリバティブ取引（法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（通貨に係るものに限る。）のうち元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品（同条第二十四項第三号に掲げるものに限る。）を授受することを約する部分を除く。以下この号において同じ。）に係る当初証拠金（非清算店頭デリバティブ取引について将来発生し得る費用又は損失の合理的な見積額（以下この号において「潜在的損失等見積額」という。）に対応して預託等をする証拠金をいう。以下この号、第八項及び第九項において同じ。）に関して次に掲げる行為を行うための措置を講じていないと認められる状況</p> <p>イ～ト （略）</p> <p>（略）</p>